

埼玉労働局で取り扱う主な事業主向けの助成金制度の概要（令和2年度）

従業員を雇い入れるときの助成金

- 安定就業を希望するニートやフリーターで55歳未満の方等を試行的に雇用するとき【**トライアル雇用助成金**】
- 高齢者（60歳以上）や障害者等を雇用するとき【**特定求職者雇用開発助成金**】

従業員の雇用環境の整備や職業能力の向上を図るときの助成金

- 雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下を図るとき【**人材確保等支援助成金**】
- 有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）を正規雇用労働者等への転換または直接雇用をするとき【**キャリアアップ助成金**】
- 労働者の職務に関連した知識・技能を習得させる訓練を実施するとき【**人材開発支援助成金**】

ワークライフ・バランス、女性の活躍促進に取り組む場合の両立支援等助成金

- 男性労働者が育児休業等を取得しやすい職場風土づくりを行ったとき（男性労働者が育児休業等を取得したら…）【**出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）**】
- 育児休業をする労働者に職場復帰しやすい環境整備を行ったとき（育休復帰支援プランを策定して育児休業を取得したら…）、育児休業中の労働者の替わりが必要なとき（代替要員を確保したら…）、育児休業から復帰後の労働者の支援に取り組むとき（法を上回る看護休暇制度や保育サービス補助制度を導入・運用したら…）【**育児休業等支援コース**】
- 家族の介護を行う労働者が介護休業等を利用しやすい環境整備を行ったとき（介護支援プランを作成して介護休業等を取得したら…）【**介護離職防止支援コース**】
- 育児や介護、配偶者の転勤等で退職した労働者の再雇用制度を導入したとき（希望する者を採用したら…）【**再雇用者評価処遇コース（カムバック）**】
- 女性労働者の活躍について目標を定めて取組み、目標を達成したら…【**女性活躍加速化コース**】

長時間労働抑制のため、意識改革や業務効率化に取り組む事業主への助成金

- 労働時間の短縮や年次有給休暇取得促進、勤務間インターバル制度を導入したら…【**働き方改革推進支援助成金**】
 - ※申請締切：労働時間短縮・年休促進支援コース 11月30日
勤務間インターバル導入コース 11月30日/団体推進コース 11月30日
 - ※勤務間インターバルとは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息期間」を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保し、健康の確保や過重労働の防止につながる制度です。
- 生産性向上のための設備投資などによって、従業員の賃金をアップしたら…【**業務改善助成金**】
 - ※申請締切：令和3年1月29日

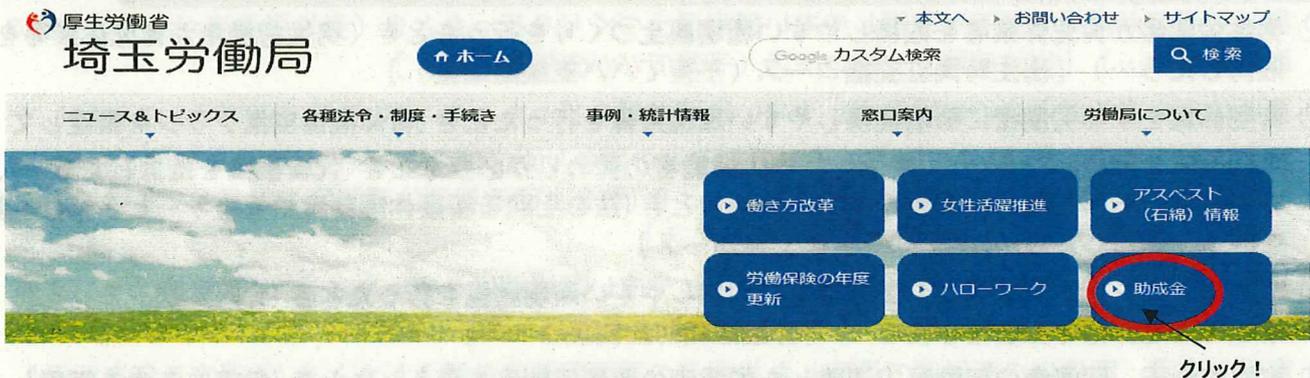
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合の助成金

- 休業、教育訓練または出向の実施により、雇用を維持した場合【**雇用調整助成金**】

新型コロナウイルス感染症関係助成金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払ったら…【**雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症に伴う特例）**】
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行う労働者が有給の休暇を取得したら…【**小学校休業等対応助成金・支援金**】
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が有給の休暇を取得したら…【**母性健康管理措置による休暇取得支援助成金**】
- 新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、労働者が取得したら…【**両立支援等助成金 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）**】
- 新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業事業主が特別休暇の制度を導入したら…【**働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）**】

詳しくは埼玉労働局ホームページの助成金サイトへ！



申請窓口・お問い合わせは？

トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金、人材確保等支援助成金、雇用調整助成金

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金（※建設を除く訓練コースのみ）

両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金、母性健康管理措置による休業支援取得助成金

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症に伴う特例）、小学校休業等対応助成金・支援金

事業所管轄ハローワークの 助成金担当へ

事業所管轄ハローワーク または
埼玉労働局 職業対策課 助成金センターへ
TEL 048-600-6217

埼玉労働局 雇用環境・均等室へ
TEL 048-600-6210

問い合わせは、学校等休業助成金・支援金、
雇用調整助成金コールセンターへ
TEL 0120-60-3999
雇用調整助成金の申請は、事業所管轄ハロー
ワークの助成金担当へ